

議案第25号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定障害児入所施設の管理者における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削除し、児童の安全の確保を図るための安全計画の策定に係る措置及び自動車を運行する場合における児童の所在確認の措置を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第41条を次のように改める。

#### 第41条 削除

第48条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第48条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第48条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第56条中「第44条から第48条まで」を「第44条から第48条の3まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第41条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第48条の2（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第48条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。